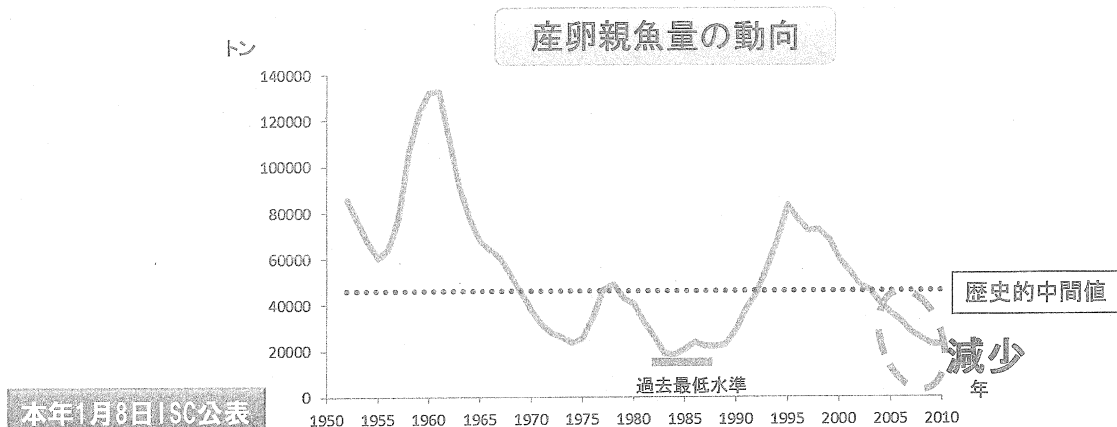


第21回日本海・九州西広域漁業調整委員会資料(H25.3.13)

# 太平洋クロマグロの資源評価結果と 管理強化の対応について

平成25年3月  
水産庁

## 科学委員会（ISC）による太平洋クロマグロの資源評価（最新）



### 【資源評価結果の概要】

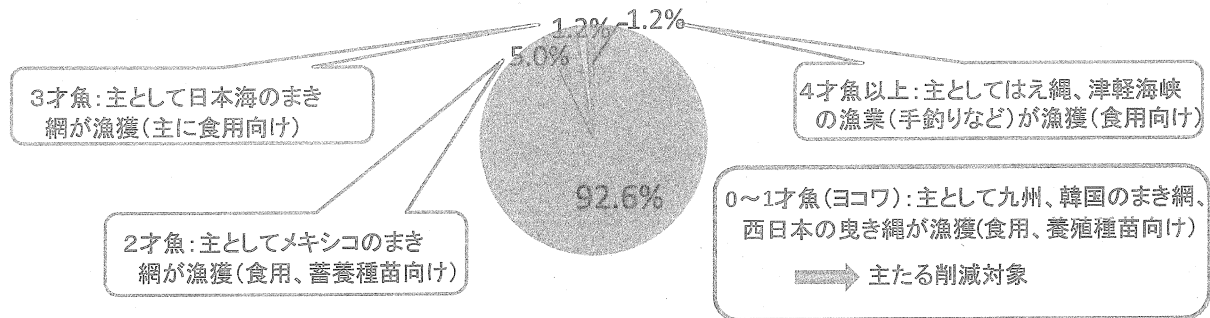
- 資源状況は過去最低水準付近にあり、いかなる指標に照らしても2010年は過剰漁獲の状況にある。
- WCPFC及びIATTCの現行の保存管理措置や日本の自主的措置が確実に実施されれば資源状況は改善されると思われる。

この結果を踏まえた保存管理措置の改定については、本年9月のWCPFC北小委員会\*で議論

\* 北小委員会:主に北緯20度以北の水域に分布する資源(太平洋クロマグロ、北太平洋ピンナガ、北太平洋メカジキ)の資源管理措置について本委員会に勧告を行うWCPFCの下部組織

# 太平洋クロマグロの年齢別漁獲状況

太平洋クロマグロ年齢別漁獲尾数割合 (2001-2010年の平均)



## (参考) 大西洋クロマグロの漁獲規制

○原則30kg未満の採捕、水揚げ禁止

約4割削減

○総漁獲枠(TAC)の推移

(単位:トン)

	2008年	2009年	2010年	2011~12年
東大西洋 (地中海を含む)	28,500	22,000	13,500	12,900
(うち、日本)	(2,431)	(1,871)	(1,148)	(1,097)
西大西洋	2,100	1,900	1,800	1,750
(うち、日本)	(380)	(330)	(311)	(302)

漁獲規制に加え、以下の保存管理措置

(東大西洋資源)  
 ・漁獲数量が適切に報告されていない場合等のクロマグロ放流の義務づけ。  
 ・遵守会合において、各国の遵守計画をレビューし、監視取締措置が不十分と判断された場合、操業を認めないことを決定。  
 ・科学委員会が資源崩壊の危機を認めた場合の漁業停止義務を規定

(西大西洋資源)  
 ・科学委員会が資源崩壊の危機を認めた場合の漁業停止義務を規定

## 資源管理の強化に向けた課題と今後の対応

●太平洋クロマグロの最大の漁業国かつ消費国として、我が国が率先して資源管理に取り組む。

我が国の基本的考え方

- 未成魚の漁獲の抑制・削減
- 親魚資源量が歴史的な変動の範囲内に維持され、過去の最低水準を下回らないように管理

北小委員会で検討され、WCPFCで決定される資源管理措置の反映

○沿岸漁業  
 ・隻数制限を視野に入れた対応  
 ・種苗採捕漁船の管理(例:ポジティブリスト化)等

○沖合漁業  
 ・漁獲量削減の実施及び取組みの継続等

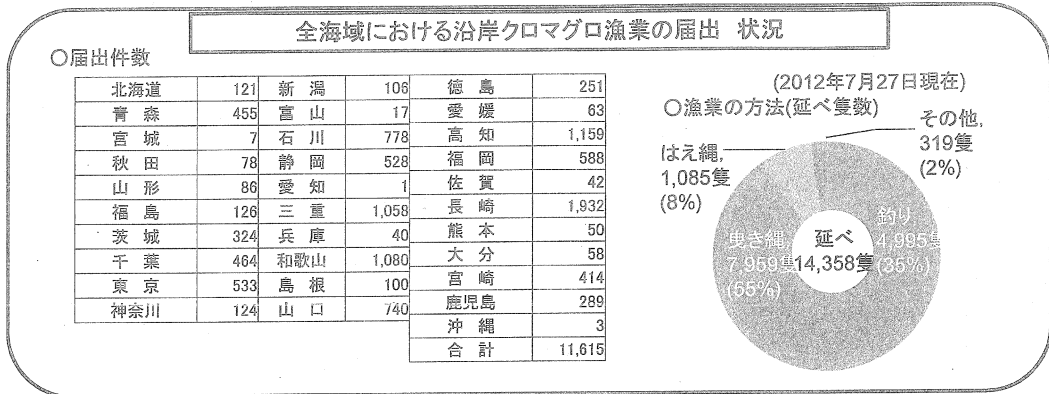
○養殖業  
 ・養殖漁場の数・規模の原則「現状維持」の徹底  
 ・天然種苗用と人工種苗用漁場の仕分け等

○国際対応  
 ・WCPFC、IATTCとの連携の下、ルールを遵守しないクロマグロの輸入防止等

実効を確保するための担保措置は、広域漁業調整委員会等の場で検討

WCPFC会合で検討

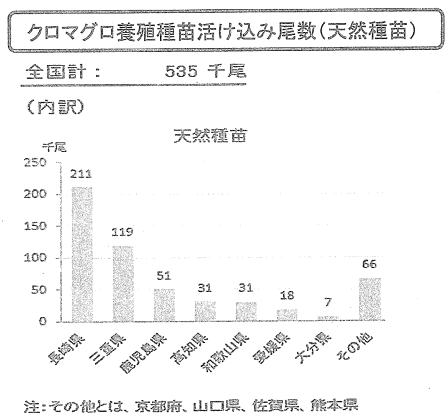
# 沿岸漁業の届け出状況等



○ 種苗採捕従事の沿岸漁船(速報)

全国計: 約2400隻

主要県: 三重約800隻、高知約500隻、長崎300隻



## 委員会指示の概要

### (1) 指示内容

「日本海・九州西海域」で「沿岸くろまぐろ漁業」を営む場合、委員会事務局に対して、届出書を提出すること、また漁獲実績報告書の提出を義務づける。

〔届出対象者〕

「沿岸くろまぐろ漁業」(動力漁船を用いて、日本海・九州西海域でくろまぐろをとることを目的とする漁業)を営もうとする者。

ただし、漁業権に基づく漁業、大臣許可・届出漁業、知事許可漁業は対象外であり届出不要  
→自由漁業(釣り、引き縄、はえ縄漁業等)が届出対象。

### (2) 指示期間

平成25年1月1日から平成25年12月31日まで

## 平成25年 沿岸クロマグロ漁業 届出状況

漁協(支所)	届出件数	漁協(支所)	届出件数
田後	70	夏泊	9
東	15	青谷	21
浦富	33	泊	36
網代	89	中山	21
福部	1	御来屋	31
賀露	50	淀江	86
酒津	44	境港	41
浜村	45	県計	592